

「事業評価書 電話異性紹介営業に係る 児童買春の防止のための対策」の要旨

政策の目的

年少者が電話異性紹介営業（いわゆるテレホンクラブ営業）に接する機会を減少させ、電話異性紹介営業を利用することを効果的に防止するとともに、改正風営法に基づく効果的な取締り等を推進することにより、電話異性紹介営業に係る犯罪被害を減少させること。

政策の内容

風営法改正による電話異性紹介営業の規制
児童買春・児童ポルノ禁止法の適用による電話異性紹介営業に係る児童買春事件の検挙の推進

評価の観点

有効性及び効率性

効果の把握

平成14年以降、風俗営業全体の行政処分件数が増加する中、電話異性紹介営業を営む者に対するものは減少。

平成14年以降、性風俗関連特殊営業全体の届出数が増加する中、電話異性紹介営業の届出数は減少。

平成14年以降、児童買春・児童ポルノ禁止法を適用した児童買春事件の全体の検挙件数が減少（-12.3%）する中、電話異性紹介営業に係るものは大幅に減少（-62.8%）

評価

有効性

本政策により、悪質な営業者が排除されるなど業界の改善が進み、電話異性紹介営業に係る児童買春事件が大幅に減少し、電話異性紹介営業が児童買春の温床となっている状況が解消されつつある。

電話異性紹介営業に対する需要が出会い系サイトに移ったとの指摘があるが、その影響については十分な分析ができていない。

効率性

新たな行政コストの負担はなく、事業者が生じる遵守コストも過大な負担ではない一方、年少者の利用の防止に効果があり、政策の効率性が認められる。

今後の課題

- ・無店舗型電話異性紹介営業に対する実態把握の強化及び規制の徹底
- ・出会い系サイトに係る児童買春の防止

評価の期間

平成14年から平成17年まで